

脱退（死亡含む）される方へ出資金返金までの流れ

1. 脱退届の提出

- ・「持分譲渡による脱退届」の提出
- ・死亡されている場合は、「組合員死亡届」を提出

2. 提出時期

- ① 11/1 ~ 2/28に提出 → 均等割・賦課金 徴収なし
- ② 3/1 ~ 5/20に提出 → 均等割 2,000円徴収
- ③ 5/21 ~ 10/31に提出 → 均等割・賦課金 徴収
 - 1種 26,000円 (2,000円 + 24,000円)
 - 2種 14,000円 (2,000円 + 12,000円)
 - 3種 6,000円 (2,000円 + 4,000円)
 - 4種 4,000円 (2,000円 + 2,000円)

※10/31までに提出→事業年度の終わりに脱退できる

3. 出資証券の返却

- ・届出の際または出資金の受け取りの際に返却下さい
- ※出資証券を紛失された場合は申し出て下さい
「証券紛失届」で処理します（印鑑必要）

4. 出資金の返却通知

- ・総代会で承認後、出資金の返金通知を出します（3月中旬以降）
- ※未納の賦課金等有れば出資金から相殺した明細を同封します

5. 出資金の受け取り方法

- ・来店の場合→現金でお支払いします（印鑑必要）
- ・振込の場合→返金通知書の中に「口座振込依頼書」を同封しますので記入・押印後返送下さい

